

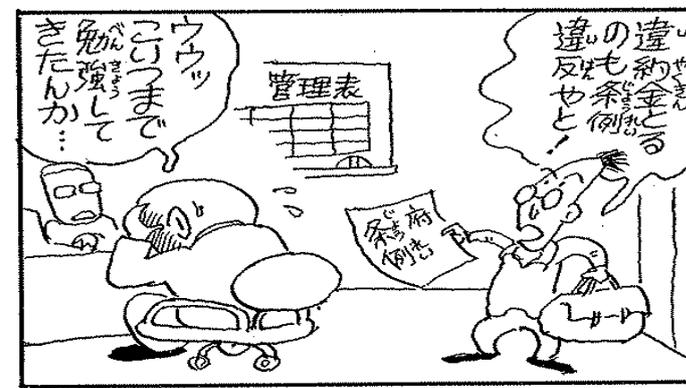
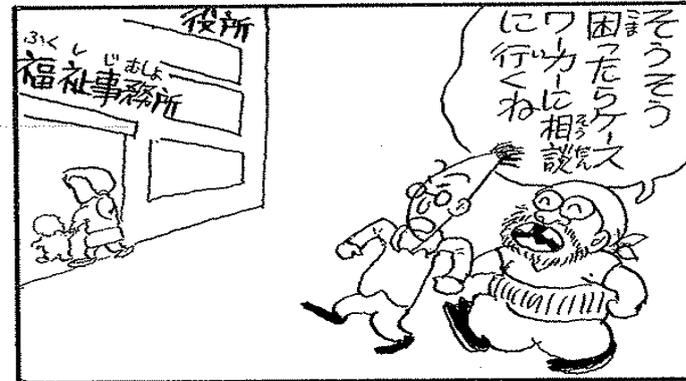
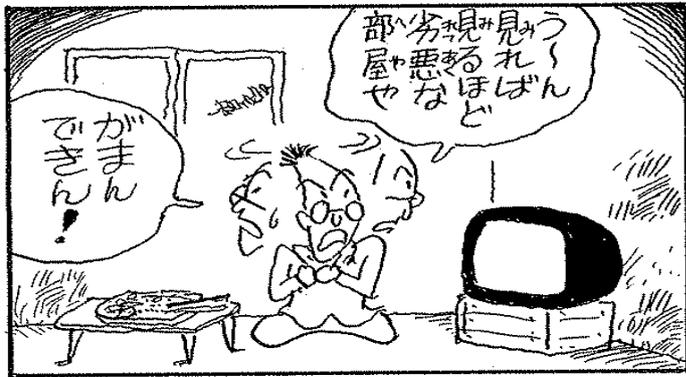
サービスをやめたら

3 部屋を追い出されませんか？



部屋を出るといったら

4 違約金を請求されていませんか？

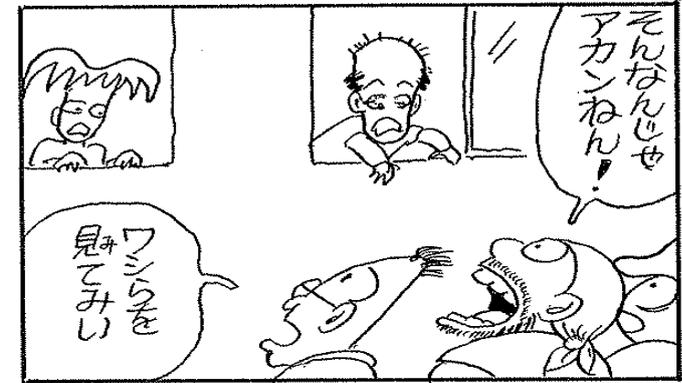
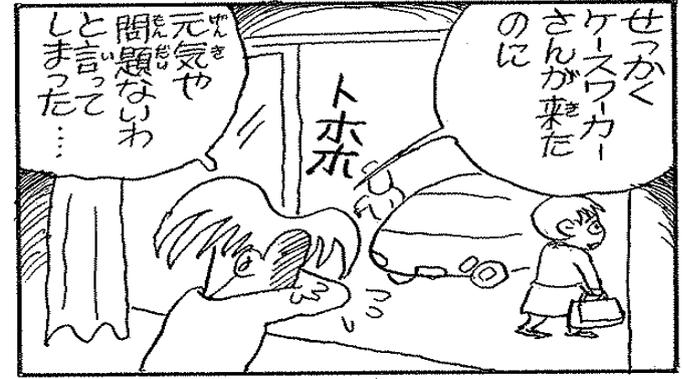


別の住まいに移りたいときは、必ず、事前に担当のケースワーカーさんにご相談ください。

5 サービスの前に説明を受けましょう



6 まずは相談を!



◎ 生活保護を 受けている 皆さんにとって、不当に 不利な 条件で

住まい + 食事、掃除、洗濯 又は お金の預かりの

サービスが されている 場合（**貧困ビジネス**）には、

とりあえず、担当の ケースワーカーさんに

ご相談ください。

◎ また、平成23年2月1日からは、

住まい + 食事、掃除、洗濯 又は お金の預かりをやめる場合に

新しいルールが定められました。

・ **新しいルール**については、

大阪府庁の 社会援護課に ご相談ください

・ **契約を やめる 場合**は、

必ず 事前に 担当の ケースワーカーさんに ご相談ください。

※ そのほか、今、受けている サービスを 替えたい 場合など
サービスの 決まりごと（**契約に 関する こと**）については、



・ **市町村・府の消費生活センター**（消費生活相談窓口）

・ **市町村の法律相談窓口**

でも 相談できます。

※ **すでに、ある ルール（関係法令）も 使えることが ありますので**
ご相談ください。

【連絡先】

◎ **市（区）役所**

所在地

電話番号

◎ **大阪府 福祉部 地域福祉推進室 社会援護課**

所在地

大阪府 大阪市中央区大手前2丁目

電話番号

06-6944-6665

FAX

社会援護課

ちょうめ

FAX 06-6941-0227